都市計画道路放射 23 号線事業認可取消訴訟判決に対する抗議声明

2020年2月27日

本日、東京地方裁判所民事 51 部 (清水知恵子裁判長) は、都市計画道路放射 23 号線事業認可取消訴訟において、原告らの主張を否定し、国の事業認可を取り消さないという判決を下しました。

原告らは、本裁判において、そもそもこの道路事業の必要性はないと訴えてきました。なぜなら、約1 キロメートルの本事業区間には、すでに二本の道路があるにもかかわらず、住宅約70軒を立ち退かせ、 二つの公園をつぶし、あらたな三本目の道路をつなげることだけを自己目的化した事業であり、必要性が 全くないものだからです。

参加人東京都が証拠として提出した「必要性の検証」の報告書には、本件道路完成時の交通量予測は1日 65000 台、しかし、10 年後、被告国の事業認可時の数値は19000 台、なんと70%も減少しているのです。原告らはこのようなでたらめな予測に基づく、本件事業は到底受け入れることはできません。

加えて、本件事業には裁量権の逸脱・濫用に当たる違法があることを訴えました。本計画の場合、隣には和田堀給水所という広大な公有地があり、これを有効利用すれば、原告らを含む地域住民の負担を劇的に減少させる計画案がいくつも構想できるにもかかわらず、それを調査検討した形跡は全くありません。公有地が利用可能である場合には、その可能性を検討しなければなりません。そのような検討がなされなかった場合には、要考慮事項を考慮しない違法な認可処分となります。さらに、放射 23 号線の都市計画決定における重大な法律違反を追及しました。昭和 21 年、41 年の都市計画決定及び都市計画変更決定には、旧都市計画法 3 条の定めた「主務大臣の決定」と「内閣の認可」が存在しないという違法を主張したものです。

以上のように、原告らは、この道路事業が如何に不必要なものであり、不合理で違法なものであること を訴えましたが、裁判所は原告の主張をまともに受け止めず、行政のなすがままに進めることを容認する 判決を下しました。

本判決は、司法の役割を放棄した不当な内容であり、原告らは、本日、控訴して判決見直しを求めることを確認しました。

これからも地域住民の方々とともに、また、多数の都市計画道路建設に苦悩している皆様とともに、闘い続けることを表明いたします。今後とも皆様のご支援をお願いいたします。

放射 23 号線訴訟原告団·弁護団